

# 応急作業時の保安マニュアル

## 1 目的

このマニュアルは、道路巡視業務において、道路上で応急作業を行う際の保安体制の基準を定め、パトロール員の安全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

## 2 誘導

応急作業を行う場合は、必ず1名以上が誘導員として従事し、赤、白の手旗を持って通行車輛等を誘導する。

## 3 作業

- (1) セーフティコーン、バリケード、方向指示板等により作業区域を確保し、一般車輛の進入を防ぐ措置をする。
- (2) セーフティコーン等の間隔は3m程度とする。
- (3) 必ず、保安チョッキの着用及びヘルメットの着帽を実施すること。

## 4 保安基準

別図の「応急作業における保安基準例」を基本に、道路状況に応じた保安体制をとって作業を行う。

## 5 2車線以上の道路の場合

- (1) 応急作業を必要とする異常箇所を発見した場合は、巡回整備車を異常箇所の後に停車させ、巡回整備車の表示板を「作業中」とし、黄色の回転灯を点灯する。
- (2) 異常箇所をセーフティコーン等で囲む。(道路交通を考慮し、必要以上に大きく囲まない)
- (3) 誘導員は適切な位置で車両等を誘導する。

## 6 1車線の道路の場合

- (1) 応急作業を必要とする異常箇所を発見した場合は、異常箇所の補修等に必要な機材や保安用具を降ろし、巡回整備車は交通の支障とならない場所に移動する。
- (2) 異常箇所をセーフティコーン等で囲む。(セーフティコーン等は、 $B > A$ となるようA側の路側から設置する。別図「応急作業時における保安基準例」参照)
- (3) 道路に余裕がある場合は通行幅を確保し、車輛等の通行が可能な場合は、適切に誘導する。
- (4) 誘導員は、所定の位置で車両等を誘導する。

交通量の多い時や見通しの悪いカーブなどの場合は、状況に応じて、適切に誘導員を配置し車両等の一時停止の措置を行うなど、作業の安全確保に努める。

